

原発被害者訴訟「京都地裁判決」についての声明

2018年3月15日

原発被害者訴訟原告団全国連絡会

【共同代表】早川篤雄 中島孝 鴨下祐也
村田弘 今野秀則 森松明希子 金本友孝

本日、京都地方裁判所において、福島第一原子力発電所の事故による被害者の損害賠償請求訴訟について、判決が言い渡された。

京都訴訟は、本件事故によって避難を余儀なくされた多数の避難者の救済を求めるものであり、中でもいわゆる「区域外避難者」を中心とする大規模な集団訴訟として、先例となるものである。そのような意味を持つ本件訴訟を、私達は強い関心をもって注視してきた。以下、本判決について私達の所感を記し、今後の各地の裁判と被害の全体的解決への期待を述べたい。

1 国の法的責任

先行する前橋地裁、福島地裁判決に続いて、本件判決があらためて国の賠償責任を認めたことは、極めて正当であり、高く評価したい。本件事故について、国に明確な法的責任があるという事実は、これまでの一連の司法判断の積み重ねによって、もはや動かしようのないものとなったと言える。国は、これ以上無益な紛争を継続させるのではなく、被害回復に必要な賠償等の救済政策を早期に実現する努力を行うべきである。

すなわち、被害に対する正当な賠償はもとより、被害者の健康管理、健康被害へ医療保障や生活保障、住宅保障、社会的な誤解や偏見による差別、いじめ等の防止などの政策的対応が、国の責任として喫緊の要求となっている。これらの真摯な取り組みを行うことこそが、今後の国の責任であることを、強く指摘したい。

2 東電の過失責任について

判決は、原賠法3条を根拠に被告の賠償責任を認めた。原賠法3条の無過失責任規定は、被害の救済のために、過失の立証を不要としたものであって、その適用は、被告に過失がないことを意味するものではない。

本件においても判決は、特別法たる原賠法の存在を理由に民法709条の適用を認めなかったが、そのことによって東電の過失の存在が否定されたことを意味するものではないことが、留意されるべきである。

3 区域外避難の合理性・相当性について

原告らの多数を占める避難区域外からの避難者は、五感によって関知できない放射線による健康への影響に不安を感じ、安全を確保するために、生活を犠牲にして避難したものである。想定される事態が重大で、取り返しがつかないものである場合、その危険性が科学的に否定できない限り、被害を回避するために予防的に行動することは合理的な判断であって、いわば「避難する権利」として法的に保護される必要がある。そのような原告らの判断と行動は、一般人・通常人にとって合理的なものとして認められ、この損害には相当因果関係が認められるべきである。

この点について判決は、本件原告の多数を占める「区域外避難者」について、避難の相当性を広範に認めて、救済の途を開いた。しかし他方で判決は、避難開始の時期や居住地の位置関係などに様々な要件を付して、数十人の原告について避難の相当性を否定した。

これは、上記のような危険を避けるための予防的な行動を認めるという基本的な見地からは疑問があり、今後の検討課題を残した。

4 損害の認定について

原告らは、本件事故発生以来の避難生活が続く中で、避難先において強いられるさまざまな著しい日常生活阻害を受けている。それは、生活のあらゆる場面に及ぶもので、いずれも深刻な被害である。そして原告らの多くは、避難区域からの避難者と同様に、それまで長く生活していた地域社会から離れて、避難生活を送っている。このような、ふるさとでの生活を奪われたことによる被害は、区域内避難者と変わることがなく、元の居住地・自宅に戻れない以上、同じ被害を被っている。

判決は、避難の相当性が認められる場合には、生じた損害について、相当因果関係が認められるとしながらも、避難の相当性で認定した避難時から2年経過するまでに生じた損害についてのみ、本件事故と相当因果関係のある損害と認めた。

しかし、現に避難生活を継続している原告ら被害者にとって、避難の開始からわずか2年の経過によって、その必要性がなくなったとは到底受け止められないのが実情である。この点についても、上記のとおり、危険を避けるための予防的な行動が正当と認められるという基本的な見地からは、疑問の残る判断である。

とはいえ、判決は原告らの主張を認めて相当の賠償を命じた。その水準には不満が残るとしても、これまで極めて劣悪な状況に置かれていた原告らにとって、大きな前進である。

5 最後に

原賠審の中間指針等による基準は、行政による早期・最低限の救済策に過ぎないことは、これまでの全ての判決も認めているところであり、司法を担う裁判所に対しては、指針等にとらわれずに、被害の実相を正しく理解したうえでの、あるべき救済を行うことが期待されている。

それにもかかわらず、判決は、本件の被害に対して一定の理解を示しつつも、残念ながら十分な範囲と水準の賠償を認めなかった。

私たちは、この判決を受け入れることなく、今後の上級審と全国の闘いを通じて、必ずやこれを押し返すことを宣言する。そして、全ての被害者が救済される全体的解決を実現する日まで、一層の努力をしたい。

以上